

書類保管サービス規定

1. 保管方法等

- (1) このサービスを契約いただける方は、書類保管サービス規定(以下「本規定」といいます。)に同意し、当社所定の要件を満たした個人のお客さまに限ります。
- (2) このサービスでは、保管物を錠前と鍵2個が付随した専用の書類保管バッグ(以下「専用バッグ」といいます。)に格納、施錠したうえで預けてください。鍵2個は、お客さまが保管してください。
- (3) 専用バッグは、当社が適当と判断する保管場所にて保管し、お客さまに通知することなく保管場所を変更することがあります。なお、保管場所は、当社の本支店内に限りません。

2. 保管物の範囲

- (1) 専用バッグには、次に掲げるものを保管することができます。
 - ① 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ② 手紙、写真・アルバム、書籍・パンフレットその他の書類
 - ③ CD・DVD、メモリーカードその他の記録媒体
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当社は前項各号に掲げるものについても、相当の理由がある場合は保管をお断りすることがあります。
- (3) 保管場所と取引店の間の運搬があることから、破損の可能性があるものは保管することができません。

3. 契約期間

このサービスの当初契約期間は、契約日の1年後の応答日までとし、契約期間満了日までお客さま又は当社から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. 使用料

- (1) このサービスの使用料は、次に掲げる時期に、当社所定の料率により算出した月数分の使用料を前払いし、当社は、契約者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
 - ① 新規契約日に2か月分の初回受領使用料を前払い
 - ② 初回口座引落日(新規契約日の翌月末日)に6か月分の使用料を前払い
 - ③ ②の6か月毎の応答日に6か月分の使用料を前払い
- (2) 指定預金口座の残高が支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金してください。万一入金が遅延した場合は入金後いつでも口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。
- (3) 使用料は第16条の規定に基づき変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以

後最初に継続される契約期間から適用します。

- (4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. 保管物の閲覧等

- (1) お客さま又は代理人は、保管物の閲覧を希望される銀行営業日（以下「閲覧日」といいます。）の4営業日前までの営業時間内に、当社所定のコールセンターに連絡、又は取引店に来店のうえ、閲覧の予約を行ってください。予約の際は、お客さまの氏名、専用バッグ及びその鍵に付された管理番号、閲覧日等を指定してください。保管物の閲覧、入出庫には当社所定の入出庫手数料がかかります。
- (2) 当社は、前項の入出庫手数料を第4条第1項の方法に準じて自動引落しを行い、その完了をもって前項の予約が確定します。
- (3) 前二項により予約が確定したお客さま又は代理人は、閲覧日の営業時間内に来店し、当社所定の閲覧票に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (4) 保管物の閲覧及び出し入れは、当社所定の場所にて行ってください。
- (5) 専用バッグの解錠及び施錠は、お客さま又は代理人が行ってください。
- (6) 閲覧日を含めた5営業日の間であれば、前三項により、何度でも保管物の閲覧及び出し入れを行うことができます。

6. 届出事項の変更等

- (1) お客さま及び代理人の住所、電話番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。鍵を失った場合又は毀損した場合も同様とします。
- (2) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 成年後見人等の届出
- ① 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、又は任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- ② 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前号と同様に取引店に届け出てください。
- ③ 前二号の届出事項に取消又は変更等が生じたときにも同様に取引店に届け出てください。
- ④ 前三号の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き当社は責任を負いません。

7. 印章又は鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 印章及び鍵はお客さまにて厳重に保管し、第三者に交付しないでください。当社は、印章又は鍵の一致を確認できた場合には、お客さまの意思に基づく行為と見なすものとし、お客

さまの意思に基づかない行為であったとしても当社は責任を負いません。印章又は鍵を失った場合には、直ちに当社に届け出てください。印章又は鍵を失った場合の保管物の閲覧等は、当社所定の手続をした後に行ってください。

(2) 鍵を失った場合又は毀損した場合は、当社所定の手数料をお支払いください。

8. 印鑑照合等

諸届その他のこのサービスに関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱いをしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、使用される鍵について当社は確認する義務を負いません。

9. 損害の負担等

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由又は当社の責めによらない事由により、このサービスに関連する設備の故障等が発生した場合には、出庫及び閲覧等に応じられないことがあります。このために生じた損害について当社は責任を負いません。

(2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当社は責任を負いません。

(3) 当社の過失(ただし、重大な過失を除きます)によりお客さまに生じた損害の賠償額については、10,000円を上限とします。

(4) お客さま若しくは代理人の責めに帰すべき事由又は保管物の変質等により、当社又は第三者が損害を受けた場合は、その損害を賠償してください。お客さまが保有する保管物又は保管物に関する権利等について仮差押えや差押え等がなされたことにより当社に損害が発生した場合もその損害を賠償してください。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

このサービスは、第12条第3項第1号、第2号 A から F 及び第3号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号 A から F 又は第3号 A から E の一にでも該当すると当社が判断する場合には、当社はこのサービスの申込みをお断りします。

11. 取引の制限等

(1) 当社は、お客さま及び代理人の情報を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さま及び代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけない場合には、本規定に基づくこのサービスの一部の制限又は解約をすることがあります。

(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出てください。当該お客さまが当社に届け出た在留期間を超過した場合は、本規定に基づくこのサービスの一部の制限又は解約をすることがあります。

- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さま及び代理人の回答、説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づくこのサービスの一部の制限又は解約することがあります。
- (4) 前三項により当社がこのサービスを解約する場合、直ちに当社所定の手続をしたうえ専用バッグの保管物をすべて回収してください。
- (5) 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さま及び代理人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合に限り、当社は当該取引の制限を解除します。

12. 解約等

- (1) この契約は、お客さまの申出によりいつでも解約することができます。この場合は、鍵及び届出の印章をお持ちいただき、直ちに当社所定の手続をしたうえ専用バッグの保管物をすべて回収してください。なお、鍵又は届出の印章を失ったまま解約する場合は、この他第7条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号にひとつでも該当すると当社が判断する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができます。当社から解約の通知があった場合は、直ちに前項と同様の手続をしたうえ専用バッグの保管物をすべて回収してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されない場合も同様とします。
 - ①お客さまが使用料を支払わない場合
 - ②お客さまについて相続の開始があった場合
 - ③お客さま若しくは代理人の責めに帰すべき事由又は保管物の変質等により、当社若しくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
 - ④専用バッグの保管場所の閉鎖その他相当の事由が生じた場合
 - ⑤お客さま又は代理人が本規定に違反した場合
 - ⑥法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はその恐れがあると認められる場合
 - ⑦マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はその恐れがあると認められる場合
 - ⑧前条第1項から第3項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合
- (3) 前項の他、次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合には、当社は、このサービスの利用を停止し、又はお客さまに通知することによりこの契約を解約することができます。当社から解約の通知があった場合は、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ専用バッグの保管物をすべて回収してください。
 - ①お客さまがこのサービスの申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さま又は代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員又は暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③お客さま又は代理人が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

④お客さまが本規定に違反し、相当期間が経過して違反が解消されない場合

- (4)前三項又は第11条第4項の保管物の回収が遅延した場合は、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から保管物を回収した日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第4項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じた場合は直ちに支払ってください。なお、当社は、この不足額を第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができます。
- (5)第1項から第3項又は第11条第4項の保管物の回収が3か月以上遅延した場合は、当社は当社所定の方法にて専用バッグを開封のうえ、保管物を別途管理又は一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができます。なお、当社は専用バッグの開封に際して公証人等に立会いを求めることができます。これらに要する費用はお客さまの負担とします。
- (6)使用料、遅延損害金その他お客さまが負担すべき費用が支払われない場合は、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当社からの請求があり次第支払ってください。

13. 保管物の一時引取り等

専用バッグの保管場所の修繕又は移転その他やむを得ない事情により、当社が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. 緊急措置

法令の定めるところにより専用バッグの開封を求められた場合、又は保管場所の火災、保管物の異変等緊急を要する場合は、当社は専用バッグを開封し、その他臨機の処置をすることができます。このために生じた損害について当社は責任を負いません。

15. 譲渡、転貸等の禁止

このサービスの使用権は譲渡、転貸又は質入れすることはできません。

16. 本規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できます。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上

(2023年5月15日現在)